



2022年8月19日

各 位

会 社 名 窪田製菓ホールディングス株式会社  
代表者氏名 代表執行役会長、社長兼最高経営責任者  
窪田 良  
コード番号 4596 東証グロース  
問合せ先 管理部 広報・IR担当  
(TEL 03-6550-8928 (代表))

### 第三者割当による第28回新株予約権 (行使価額修正条項付)の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2022年8月12日(以下「発行決議日」といいます。)付の取締役会決議に基づく第三者割当による第28回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下「本新株予約権」といいます。)の発行に関し、2022年8月19日(以下「条件決定日」といいます。)付の取締役会において発行条件等を決議しましたので、2022年8月12日に公表した本新株予約権の発行に関し、未確定だった情報につきお知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細は、2022年8月12日付当社プレスリリース「第三者割当による第28回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び第三者割当契約の締結に関するお知らせ」及び2022年8月19日付当社プレスリリース「(訂正)「第三者割当による第28回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及び第三者割当契約の締結に関するお知らせ」の一部訂正について」をご参照下さい。

#### 1. 決定された発行条件の概要

当社は、本日、下記の表に記載の各条件につき決議するとともに、これらの条件を含め、別紙として添付されている本新株予約権の発行要項記載の内容で本新株予約権を発行することを決議しております。

① 割 当 日	2022年9月5日
② 発 行 価 額	総額3,100,000円(新株予約権1個当たり31円)
③ 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数:10,000,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は81円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は10,000,000株であります。
④ 資 金 調 達 の 額	1,605,600,000円(差引手取概算額)(注)
⑤ 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 項	当初行使価額は162円とします。 2022年9月6日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」といいます。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)(以下「東証終値」といいます。)の94%に相当する金額に修正されますが、かかる計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

## 2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	1,623,100,000 円
内訳	
本新株予約権の発行による調達額	3,100,000 円
本新株予約権の行使による調達額	1,620,000,000 円
発行諸費用の概算額	17,500,000 円
差引手取概算額	1,605,600,000 円

- (注) 1 本新株予約権の行使による調達額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使による調達額、調達する資金の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使による調達額、調達する資金の総額及び差引手取概算額は減少します。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。また、発行諸費用の内訳は、価額算定費用約1百万円、登記費用約9.5百万円、弁護士費用約7百万円等です。

### (2) 本新株予約権の発行及び行使により調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
① 医療機器の営業・マーケティング費用	200	2023年1月 ～2023年12月
② 医療機器の研究開発・製造資金	505	2023年1月 ～2025年12月
③ 運転資金	900	2023年1月 ～2025年12月

- (注) 1 調達した資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行等の安全な金融機関にて管理いたします。
- 2 調達した資金を使用する優先順位としましては、実施時期が早い事項から充当する予定であり、調達額が予定に満たない場合には、当該時点で未充当の資金使途には充当できなくなる可能性があります。そのような場合には、他の方法による資金調達の実施や手元現預金の活用等を検討する可能性があります。
- 3 本新株予約権の行使時における株価推移により、上記の使途に充当する支出予定額を上回って資金調達が行われた場合には、2026年以降の上記「具体的な使途」欄②記載の医療機器の研究開発・製造資金に充当する予定です。
- 4 当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は下記に記載のとおりです。

上記具体的な使途の内容については以下のとおりです。

#### ① 医療機器の営業・マーケティング費用

当社は、ウェアラブル近視デバイス「クボタメガネ」や医療機器分野において患者が自宅にいながら網膜の検査ができる在宅・遠隔医療モニタリング機器 (PBOS) の開発を行っております。当社では、販売拡大に向けた準備を進めており、今後は、より広範な市場での商業化を可能にするための営業・マーケティング活動の強化を進める予定であり、眼科医・眼鏡店向けの販売促進キャンペーンや販売ツールの作成、販売員向け教育プログラムの実施及びその他各種媒体での広告展開等の費用として今回調達する資金から 2023 年中に約 200 百万円を充当する見通しです。

#### ② 医療機器の研究開発・製造資金

上記①に記載のクボタメガネやPBOSの開発に関し、当社は、より多くのエビデンスを得るための臨床試験

等を継続しております。今後は、主に米国、日本及び台湾において、製造から販売・配送、アフターケアまでのプロセスにおけるトラブルシューティング及びマーケットフィットの検証を目的としてソフトローンチを行い、よりマーケットニーズにフィットした次世代機の開発の準備を進め、逐次開発に着手する予定です。これらの研究開発・製造資金には、複数の試作機のデザイン・製造及び個別部品の品質向上等の継続的な投資が必要であり、クボタメガネの研究開発費用を優先しつつPBOSの研究開発費用も含め、医療機器の研究開発・製造資金として2023年1月から2025年12月にかけて約505百万円を今回調達する資金から充当する予定です。

### ③ 運転資金

当社は、新薬創製や医療機器の研究開発を事業として行っていますが、これら事業のための研究開発への先行投資により事業費用が収益を上回る段階にあります。また、ウェアラブル近視デバイスの販売拡大に向けて人員拡充を計画しております。

そのため、2023年1月以降の運転資金の一部を調達することも今回の資金調達の目的としており、その内訳は、主に人件費、支払報酬であります。

## 3. 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行決議日付で、「スターガルト病治療薬候補『エミクススタト塩酸塩』の第3相臨床試験トップラインデータを発表」を公表しております。仮にかかる公表により株価の上昇が生じる場合には、本新株予約権の発行に直接付随するものではない事由による株価の上昇を反映せず本新株予約権の発行条件を決定することで、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離が生じるおそれがあります。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定しました。

上記に基づき、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点における本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該機関は、両時点の本新株予約権の価値について、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるパークレイズ・バンクとの間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向（市場出来高に対して一定割合の範囲内で株式処分を進めること）等について一定の前提（資金調達需要が発生している場合には当社による停止指示が行われないこと、及び当社が当社取締役会の決議に基づく本新株予約権の取得を行わないことを含みます。）を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生することを仮定して評価を実施しました。当社は、当該評価の結果を踏まえて、発行決議日時点の本新株予約権1個あたりの払込金額として、発行決議日時点における評価結果と同額である金31円と決定しました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で2022年8月19日を条件決定日とし、条件決定日時点において想定される本新株予約権1個あたりの払込金額を、条件決定日時点における評価結果と同額である金18円と決定しました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個あたりの払込金額を金31円と決定しました。

なお、当社監査委員会も、本新株予約権の払込金額の決定方法に係る適法性に関し、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係がなく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること等から、監査委員会全員一致の意見として赤坂国際会計によって算出された評価額と同額の本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利でなく、適法であると判断しています。

以上